

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年8月30日
【発行者の名称】	アスミホールディングス株式会社 (Asumi HD Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 谷岡 哲広
【本店の所在の場所】	兵庫県神戸市須磨区天神町四丁目4番35号
【電話番号】	(078)735-1100 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営本部長 神代 丈生
【担当 J-Adviser の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	アスミホールディングス株式会社 https://asumi-hd.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第1期	第2期(中間)
会計期間	自 2022年12月1日 至 2023年11月30日	自 2023年12月1日 至 2024年5月31日
売上高 (千円)	4,542,321	3,994,881
経常利益 (千円)	44,850	362,369
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	43,740	239,939
中間包括利益又は包括利益 (千円)	43,740	239,939
純資産額 (千円)	360,766	600,705
総資産額 (千円)	3,638,475	3,124,072
1株当たり純資産額 (円)	103.52	172.37
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	12.55	68.85
潜在株式調整後1株当たり (当期)中間純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	9.9	19.2
自己資本利益率 (%)	12.9	49.9
株価収益率 (%)	-	-
配当性向 (%)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,664,609	1,410,701
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	67,626	△22,425
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,415,984	△977,163
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	249,022	660,134
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	81 (-)	79 (-)

(注) 1. 当社は第1期連結会計年度末より、連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第2期(中間)及び第1期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第1期連結会計年度の連結財務諸表について監査法人コスモスの監査を受けております。
また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第2期中間連結会計期間の中間連結財務諸表について監査法人コスモスの中間監査を受けております。
7. 2024年2月28日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
総合建設事業部門	43(-)
デベロップメント事業部門	2(-)
鉄道関連等建設事業部門	13(-)
建設資材製造販売総合商社事業部門	21(-)
合計	79(-)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(人材会社からの派遣社員のみ)は、期中の平均人員を() 外数で記載しております。

(2) 発行者の状況

2024年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
7	36.8	7.6	4,492

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、グループ内の子会社からの出向1名、グループ内の子会社との兼任6名となっております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、当社グループの経営指導を行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間(自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行に対する各種制限が緩和され社会経済活動は正常化が進みましたが、ロシアのウクライナ侵攻の長期化、世界的な資源・エネルギー価格や物価の高騰が続き、欧米においては金融引き締めにより景気が後退する等、先行き不透明な状況が続きました。

建設業を取り巻く環境は、国内の公共投資の分野では、国民の安全・安心の確保の為に国土強靱化対策や前年度からの経済対策と合わせて切れ目のない予算執行により堅調に推移しました。民間投資も、旺盛な物流や都市再開発の需要に加え、企業業績の回復を背景に堅調に推移しました。一方、建設資材価格が幅広い品目で高騰し、コスト上昇圧力となっていることから、依然として厳しい経営環境が続いております。

また、不動産業界において、地価の高止まり、一部金融機関の金利引き上げに伴う金利上昇の懸念拡大など楽観視できない状況は続いております。

こうした状況のもと、当社の経営成績は次のとおりとなりました。当中間連結会計期間の経営成績は、売上高3,994,881千円、営業利益377,761千円、経常利益362,369千円、親会社株主に帰属する中間純利益239,939千円となりました。

なお、当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較は行っておりません。

総合建設事業部門、デベロップメント事業部門、鉄道関連等建設事業部門、建設資材製造販売総合商社事業部門、それぞれのセグメント業績は以下のとおりであります。

(総合建設事業部門)

総合建設事業部門につきましては、工事の受注の増加および前期末に収益計上できなかった原価回収基準、完成基準を採用する工事が多く終了した結果、売上高は、1,761,908千円、セグメント利益は、250,205千円となりました。

(デベロップメント事業部門)

デベロップメント事業部門につきましては、2024年4月に新横浜の案件の売却を行ったため、売上高は、1,353,000千円、セグメント利益は、61,809千円となりました。

(鉄道関連等建設事業部門)

鉄道関連等建設事業部門につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行に対する各種制限が段階的に緩和されてきたこと、インバウンド需要の増加等もあり、売上の大部分を占める発注元の西日本旅客鉄道(株)の売上高が回復してきた影響で、売上高は、494,839千円、セグメント利益は、35,900千円となりました。

(建設資材製造販売総合商社事業部門)

建設資材製造販売総合商社事業部門につきましては、グループ化によるシナジー効果により、港湾工事における仕入商品の販売が増加した結果、売上高は、385,133千円、セグメント利益は、22,932千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、660,134千円となりました。当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。なお、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,410,701千円の獲得となりました。これは主に棚卸資産の減少額(831,671千円)、税金等調整前中間純利益(370,142千円)、未成工事受入金の増加額(134,545千円)等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、22,425千円の支出となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出(18,990千円)、長期貸付金の回収による収入(11,405千円)等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、977,163千円の支出となりました。これは主に短期借入金の減少額(865,000千円)、長期借入金の返済による支出(210,732千円)等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	前年同期比 (%)
建設資材製造販売総合商社事業部門 (千円)	55,411	-
合計 (千円)	55,411	-

- (注) 1. 金額は製造費用によっております。
2. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(2) 商品仕入実績

当中間連結会計期間における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	前年同期比 (%)
建設資材製造販売総合商社事業部門 (千円)	425,933	-
合計 (千円)	425,933	-

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
2. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(3) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	前年同期比 (%)
総合建設事業部門 (千円)	962,909	-
デベロップメント事業部門 (千円)	1,353,000	-
鉄道関連等建設事業部門 (千円)	388,400	-
合計 (千円)	2,704,309	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 建設資材製造販売総合商社事業部門の製造するコンクリート二次製品は、過去の実績並びに設計活動等による予測に基づき生産をしておりますので、記載を省略しております。
3. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	前年同期比(%)
総合建設事業部門 (千円)	1,761,908	-
デベロップメント事業部門 (千円)	1,353,000	-
鉄道関連等建設事業部門 (千円)	494,839	-
建設資材製造販売総合商社事業部門 (千円)	385,133	-
合計 (千円)	3,994,881	-

- (注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。
2. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次の通りであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
相互住宅株式会社	1,353,000	33.9
日下部建設株式会社	612,535	15.3
大鉄工業株式会社	424,909	10.6

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2024年7月22日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場Tokyo Pro Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年8月31日にフィリップ証券株式会社と関西タクト株式会社の間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結し、持株会社化に伴い2023年1月6日に覚書を締結することにより当社へ当該契約を承継しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券(株)が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券(株)が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているもので

- あることを証する書面
- (ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- (2) 銀行取引の停止
当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合
- (3) 破産手続、再生手続又は更生手続
当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合
当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）
当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- (4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。
- a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。
(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
(ロ) 当社が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。
(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと
(ロ) 前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと思われるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Market の上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下このbにおいて同

- じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
- (10) 法令違反及び上場規程違反等
当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- (11) 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- (13) 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- (14) 指定振替機関における取扱い
当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (15) 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。
- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- (16) 全部取得
当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- (17) 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき
- (18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第2期中間連結会計期間(自2023年12月1日至2024年5月31日)

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、2,158,519千円（前連結会計年度末は、2,777,693千円）となり619,174千円減少しました。これは主に、仕掛販売用不動産が1,170,273千円減少したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、965,552千円（前連結会計年度末は、860,781千円）となり104,771千円増加しました。これは主に、建物及び構築物が35,850千円、土地が34,200千円増加したことによるものです。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、1,590,280千円（前連結会計年度末は、2,028,019千円）となり437,739千円減少しました。これは主に、短期借入金865,000千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、933,085千円（前連結会計年度末は、1,249,689千円）となり316,604千円減少しました。これは主に、長期借入金330,252千円減少したことによるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、600,705千円（前連結会計年度末は、360,766千円）となり239,939千円増加しました。これは主に、中間純利益239,939千円の計上により利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載の通りであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において増加した主要な設備は、次のとおりであります。

その主な内容は、鉄道関連等建設事業部門における賃貸不動産の取得(建物43,071千円、土地34,200千円)、総合建設事業部門における施工能力増強の為の油圧ショベルの購入を実施しました。

2024年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内 容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			機械装置 及び運搬 具	建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	建設仮勘 定	合計	
賃貸物件 (兵庫県加古 川市)	鉄道関連等 建設事業部 門	賃貸不動 産	—	43,071	34,200 (159)	14,960	92,231	—
—	総合建設事 業部門	油圧ショ ベル	27,473	—	—	—	27,473	—

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2024年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年8月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,000,000	11,900,000	4,100,000	4,100,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数100株
計	16,000,000	11,900,000	4,100,000	4,100,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2024年2月28日 (注)	4,095,900	4,100,000	—	20,500	—	—

(注) 株式分割

2024年1月15日開催の取締役会決議により、2024年2月28日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が4,095,900株増加し、4,100,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2024年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
谷岡 哲広	兵庫県神戸市須磨区	3,485,000	100.00
計	—	3,485,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 615,000	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,485,000	34,850	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	4,100,000	-	-
総株主の議決権	-	34,850	-

② 【自己株式等】

2024年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
アスミホールディングス株式会社	神戸市須磨区天神町四丁目4番35号	615,000	-	615,000	15.0
計	-	615,000	-	615,000	15.0

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年 12月	2024年 1月	2024年 2月	2024年 3月	2024年 4月	2024年 5月
最高（円）	-	-	-	-	-	-
最低（円）	-	-	-	-	-	-

（注）当社は2024年8月13日に上場しているため、2023年12月から2024年5月については、売買実績がありません。

3 【役員の様況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、当中間連結会計期間に係る発行者情報の公表日までに於いて、役員の様動はありませぬ。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は当中間連結会計期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間にかかる比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2023年12月1日から2024年5月31日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスによる中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	283,136	695,237
受取手形・完成工事未収入金等	※1 754,236	※1 669,705
未成工事支出金	122,922	462,640
商品及び製品	32,111	31,111
原材料及び貯蔵品	4,036	3,930
仕掛販売用不動産	※3 1,410,526	※3 240,253
前渡金	83,099	201
1年内回収予定の長期貸付金	23,471	24,015
未収還付法人税等	29,436	-
その他	38,135	34,842
貸倒引当金	△ 3,418	△ 3,418
流動資産合計	2,777,693	2,158,519
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※3 289,884	※3 325,734
機械装置及び運搬具(純額)	68,943	80,161
土地	※3 238,834	※3 273,034
その他(純額)	13,233	25,182
有形固定資産合計	※2 610,896	※2 704,114
無形固定資産	23,337	22,843
投資その他の資産		
長期貸付金	198,156	198,126
保険積立金	41,141	48,993
繰延税金資産	25,735	25,735
その他	65,042	69,266
貸倒引当金	△ 103,528	△ 103,528
投資その他の資産合計	226,548	238,594
固定資産合計	860,781	965,552
資産合計	3,638,475	3,124,072

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (2024年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	450,576	381,273
短期借入金	※3 1,050,000	185,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 320,612	※3 540,132
未払金	49,858	42,113
未払法人税等	14,019	130,813
未成工事受入金	108,464	243,010
賞与引当金	2,042	24,633
その他	32,447	43,304
流動負債合計	2,028,019	1,590,280
固定負債		
長期借入金	※3 1,146,258	※3 816,006
退職給付に係る負債	4,933	5,212
繰延税金負債	17,270	17,270
資産除去債務	62,084	61,789
その他	19,143	32,807
固定負債合計	1,249,689	933,085
負債合計	3,277,709	2,523,366
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,500	20,500
資本剰余金	20,500	20,500
利益剰余金	331,766	571,705
自己株式	△ 12,000	△ 12,000
株主資本合計	360,766	600,705
純資産合計	360,766	600,705
負債純資産合計	3,638,475	3,124,072

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
 【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)	
売上高	※ 1	3,994,881
売上原価		3,397,780
売上総利益		597,101
販売費及び一般管理費	※ 2	219,339
営業利益		377,761
営業外収益		
受取利息		1,281
受取家賃		8,437
その他		3,704
営業外収益合計		13,423
営業外費用		
支払利息		14,033
控除対象外消費税		14,754
その他		26
営業外費用合計		28,815
経常利益		362,369
特別利益		
固定資産売却益	※ 3	8,000
特別利益合計		8,000
特別損失		
固定資産除却損	※ 4	226
特別損失合計		226
税金等調整前中間純利益		370,142
法人税等		130,203
中間純利益		239,939
親会社株主に帰属する中間純利益		239,939

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)
中間純利益	239,939
中間包括利益	239,939
(内訳)	
親会社株主に帰属する中間包括利益	239,939

③【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	20,500	20,500	331,766	△ 12,000	360,766	360,766
当中間期変動額						
親会社株主に帰属 する中間純利益			239,939		239,939	239,939
当中間期変動額合計	-	-	239,939	-	239,939	239,939
当中間期末残高	20,500	20,500	571,705	△ 12,000	600,705	600,705

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	370,142
減価償却費	30,196
長期前払費用償却費	2,811
賞与引当金の増減額(△は減少)	22,591
受取利息及び配当金	△1,281
支払利息	14,033
固定資産売却損益(△は益)	△8,000
売上債権の増減額(△は増加)	84,504
棚卸資産の増減額(△は増加)	831,671
仕入債務の増減額(△は減少)	△69,302
未成工事受入金の増減額(△は減少)	134,545
未払消費税等の増減額(△は減少)	△881
その他	△3,105
小計	1,407,927
利息及び配当金の受取額	1,281
利息の支払額	△14,329
法人税等の支払額	△13,614
法人税等の還付額	29,436
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,410,701
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△18,990
貸付による支出	△150
長期貸付金の回収による収入	11,405
定期預金の預入による支出	△3,188
その他の支出	△11,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△22,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△865,000
長期借入による収入	100,000
長期借入金の返済による支出	△210,732
リース債務の返済による支出	△1,431
財務活動によるキャッシュ・フロー	△977,163
現金及び現金同等物の増減額	411,112
現金及び現金同等物の期首残高	249,022
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 660,134

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

関西タクト株式会社

尾藤建設株式会社

株式会社富士コン

(2) 主要な非連結子会社の名称等

一般社団法人アスミビルダーズ (事業内容：社会人野球チームの運営)

明澄産業株式会社 (事業内容：営業車両等の管理および当社グループへのリース)

(連結の範囲から除いた理由)

連結の範囲から除外した非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等の各合計は、中間連結財務諸表上の総資産、売上高、中間純損益及び利益剰余金等に対し、いずれも僅少であり、全体として中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用している非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

持分法を適用していない非連結子会社(一般社団法人アスミビルダーズ、明澄産業株式会社)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、重要な影響がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 棚卸資産

① 販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

② 商品及び製品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

③ 未成工事支出金

個別法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 10～15年

機械装置及び運搬具 5年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上方法

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(建設事業)

建設事業においては、顧客との請負工事契約に基づき、建設工事を行う義務を負っております。当該履行義務は請負工事を進めるにつれて物件の価値が増加し顧客が当該資産を支配することから、一定期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に応じて収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法を適用しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

ただし、履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約等については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

取引価格は請負工事契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領しております。

(デベロップメント事業)

デベロップメント事業においては、土地を購入し、建物の解体・造成・建築・販売を行っており、不動産等の売買契約に定められた引渡義務を履行することにより、顧客である買主が当該不動産等の支配を獲得した時点で収益を認識しております。

(建設資材販売事業)

建設資材売買においては、顧客との売買契約に基づき当該物件の引渡しを行う義務を負っております。ただし、出荷時から当該商製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから出荷時点で収益を認識しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヵ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資からな

っております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 受取手形・完成工事未収入金等うち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	中間連結会計期間 (2024年5月31日)
受取手形	65,835千円	82,728千円
売掛金	24,835千円	106,198千円
完成工事未収入金(契約資産)	663,565千円	480,778千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	中間連結会計期間 (2024年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	508,575千円	537,480千円

※3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	中間連結会計期間 (2024年5月31日)
仕掛販売用不動産	1,410,526千円	240,253千円
建物及び構築物	279,813千円	305,403千円
土地	237,010千円	237,010千円
計	1,927,349千円	782,667千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	中間連結会計期間 (2024年5月31日)
短期借入金	850,000千円	-
1年内返済予定の長期借入金	47,004千円	282,004千円
長期借入金	494,894千円	236,392千円
計	1,391,898千円	518,396千円

(中間連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)
役員報酬	32,000千円
給料手当	35,470千円

管理諸費	21,946 千円
賞与引当金繰入額	3,835 千円
退職給付費用	63 千円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)
機械装置及び運搬具	8,000 千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)
建物及び構築物	226 千円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数
普通株式(株) (注)	4,100	4,095,900	—	4,100,000

(注) 2024年1月15日開催の取締役会決議により、2024年2月28日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより株式数は4,095,900株増加し、4,100,000株となっております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数
普通株式(株) (注)	615	614,385	—	615,000

(注) 2024年1月15日開催の取締役会決議により、2024年2月28日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより自己株式数は614,385株増加し、615,000株となっております。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)
現金及び預金勘定	695,237 千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△35,102 千円
現金及び現金同等物	660,134 千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年11月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	221,628		
貸倒引当金(※2)	△103,528		
小計	118,100	118,100	-
資産計	118,100	118,100	-
長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,466,870	1,459,731	△7,138
負債計	1,466,870	1,459,731	△7,138

(※1) 「現金及び預金」「受取手形・完成工事未収入金等」「未収還付法人税等」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2024年5月31日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期貸付金（1年内回収予定を含む）	222,142		
貸倒引当金(※2)	△103,528		
小計	118,614	118,614	-
資産計	118,614	118,614	-
長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,356,138	1,347,158	△8,979
負債計	1,356,138	1,347,158	△8,979

(※1) 「現金及び預金」「受取手形・完成工事未収入金等」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット

以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品
 前連結会計年度（2023年11月30日）
 該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2024年5月31日）
 該当事項はありません。

- (2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度（2023年11月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内返済予定を含む）	-	-	118,100	118,100
資産計	-	-	118,100	118,100
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	1,459,731	-	1,459,731
負債計	-	1,459,731	-	1,459,731

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定を含む）

長期貸付金の時価は、相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結会計年度末における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額と近似していることから、当該価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間連結会計期間（2024年5月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金（1年内返済予定を含む）	-	-	118,614	118,614
資産計	-	-	118,614	118,614
長期借入金（1年内返済予定を含む）	-	1,347,158	-	1,347,158
負債計	-	1,347,158	-	1,347,158

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期貸付金（1年内回収予定を含む）

長期貸付金の時価は、相手先の財務状況による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結会計期間末における中間連結貸借対照表価額から現在の貸

倒見積高を控除した金額と近似していることから、当該価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているもの
当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (2023年11月30日)	当中間連結会計期間 (2024年5月31日)
期首残高	57,499 千円	62,084 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,559 "	- "
時の経過による調整額	25 "	11 "
資産除去債務の履行による減少額	- "	△307 "
中間期末(期末)残高	62,084 "	61,789 "

（賃貸等不動産関係）

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)				
	総合建設事業 部門	デベロップ メント事業 部門	鉄道関連等 建設事業部 門	建設資材製造 販売総合商社 事業部門	合計
一時点で移転される財及びサービス	-	1,353,000	-	385,133	1,738,133
一定の期間にわたり移転される 財及びサービス	1,761,908	-	494,839	-	2,256,747
顧客との契約から生じる収益	1,761,908	1,353,000	494,839	385,133	3,994,881
外部顧客への売上高	1,761,908	1,353,000	494,839	385,133	3,994,881

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び負債の残高

(単位：千円)

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	263,204	90,670
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,670	188,927
契約資産（期首残高）	165,039	663,565
契約資産（期末残高）	663,565	480,778
契約負債（期首残高）	356,347	108,464
契約負債（期末残高）	108,464	243,010

契約資産は、顧客との請負工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。

当中間連結会計期間における契約資産の減少は、工事の完成に伴う顧客との契約から生じた債権への振替によるものであります。

契約負債は、工事請負契約において顧客から受領した未成工事受入金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は108,464千円であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは総合建設事業、鉄道関連等建設事業、建設資材製造販売総合商社事業に関するセグメントによって構成されており、「総合建設事業部門」、「デベロップメント事業部門」「鉄道関連等建設事業部門」、「建設資材製造販売総合商社事業部門」の4つを報告セグメントとしております。

「総合建設事業部門」は、阪神間の港湾エリアを中心に、国土交通省、兵庫県、神戸市などの官公庁が発注する土木工事の下請工事を受注しております。

「デベロップメント事業部門」は、これまでに総合建設事業で培ってきた工事施工のノウハウを活用する新規事業として2022年3月に横浜出張所を開設し、関東圏を中心にデベロップメント事業を行っております。現在は総合建設事業部門を担う関西タクト株式会社単独での事業となっておりますが、将来的には当社グループ各社の持つノウハウを集結させ、土地の仕入れから建物解体工事・造成工事・材料調達、販売までを一貫してグループ内で行う独自の事業モデルの構築を目指します。

「鉄道関連等建設事業部門」は、JR西日本のグループ会社である大鉄工業株式会社を主要

顧客とし、鉄道関連工事における仮設工事、仮設工事、土工・コンクリート工事、地盤改良工事を受注しております。関西圏を中心に北陸、中国地方まで JR 西日本沿線の地域を営業エリアとして事業活動を行っております。

「建設資材製造販売総合商社事業部門」は、兵庫県の南部エリアを中心に、道路用製品などのコンクリート二次製品の製造販売、付随する商品・資材の仕入れ販売を行っております。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

当中間連結会計期間の期首より、従来「総合建設事業部門」に含めていたデベロップメントを量的な重要性が増したため、「デベロップメント事業部門」として独立のセグメントに変更いたしました。

これに伴い、報告セグメントを従来の「総合建設事業部門」、「鉄道関連等建設事業部門」、「建設資材製造販売総合商社事業部門」の3区分から、「総合建設事業部門」、「デベロップメント事業部門」、「鉄道関連等建設事業部門」、「建設資材製造販売総合商社事業部門」の4区分に変更しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の資産の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一となっております。報告セグメントの利益は、営業利益ベースでの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

当中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額	中間連結財務諸表計上額
	総合建設事業部門	デベロップメント事業部門	鉄道関連等建設事業部門	建設資材製造販売総合商社事業部門	合計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,761,908	1,353,000	494,839	385,133	3,994,881	-	3,994,881
セグメント間の内部売上高又は振替高	18,919	-	3,900	164,867	187,686	△ 187,686	-
計	1,780,827	1,353,000	498,739	550,001	4,182,568	△ 187,686	3,994,881
セグメント利益	250,205	61,809	35,900	22,932	370,848	6,913	377,761
セグメント資産	1,796,815	284,253	970,953	253,952	3,305,974	△ 181,902	3,124,072
その他の項目							
減価償却費	18,356	-	10,009	1,801	30,166	29	30,196
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	30,136	-	93,011	-	123,147	-	123,147

(注) 調整額の内容は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 6,913 千円には、セグメント間取引消去、各報告セグメントに配分していない全社利益が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額△181,902千円には、セグメント間取引消去、各報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。

(3) 減価償却費の調整額 29千円は、全社資産に係る減価償却費であります。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
相互住宅株式会社	1,353,000	デベロップメント事業部門
日下部建設株式会社	612,535	総合建設事業部門
大鉄工業株式会社	424,909	鉄道関連等建設事業部門

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023 年 11 月 30 日)	当中間連結会計期間 (2024 年 5 月 31 日)
1 株当たり純資産額	103 円 52 銭	172 円 37 銭

(注) 2024 年 2 月 28 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額を算定しております。

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2023 年 12 月 1 日 至 2024 年 5 月 31 日)
1 株当たり中間純利益	68 円 85 銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	239,939
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	239,939
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,485,000

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間の数値は記載しておりません。
3. 2024 年 2 月 28 日付で普通株式 1 株につき 1,000 株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

アスミホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 櫻井 真由美

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアスミホールディングス株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、アスミホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2023年12月1日から2024年5月31日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上